

政令第二百六十九号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十二年七月一日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十一年十二月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十二年六月一日とする。